

自分で申告書を作成するという不安はありますが、受付後、直ちに申告書作成に取りかかる為、待ち時間が無いというメリットがあります。

「対面方式」・通常はこの方式で行っています。職員と個別相談で申告書を作成します。

職員が申告書を作成するという安心感などのメリットがありますが、待ち時間を要します。

所得税確定申告・住民税申告相談 ただし土・日曜日は除く

申告相談開催日	会場	時間
2月16日(水)	潮南出張所	午前9時30分から午後4時まで
2月17日(木)	福地出張所	
2月18日(金)から2月21日(月)	久田見出張所	
2月22日(火)から2月24日(木)	和知出張所	午前9時から午後4時まで
2月25日(金)から3月1日(火)	錦津出張所	
3月2日(水)から3月15日(火)	町防災センター(役場本庁舎西側新棟)	

所得税確定申告・住民税申告相談での昨年との変更点

3月2日(水)から実施します八百津地区の相談会場は「八百津町防災センター」を予定していますので、お間違えの無いようお願いいたします。

持参品

平成22年中の所得が分かる書類(源泉徴収票、事業所得関係書類等)

本人名義の預金通帳 預金通帳登録の印鑑

各控除に必要な書類(生命保険料、地震保険料等証明書や住宅借入金等特別控除関係など)

「集合方式」の日に申告する方は、上記に加え、筆記用具、電卓を各自持参してください。

申告に際しての注意点等

社会保険料控除について

国民年金保険料控除には証明書が必要です。(平成22年11月に日本年金機構より発送済)

【再発行の問い合わせ先】 TEL.0574-25-8181(美濃加茂年金事務所)

国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険料の「納付済通知書」は、該当者各位へ配布されませんので、申告に必要な方は、町民課へお電話をいただき、「納付済通知書」の請求をしてください。後日、通知書を役場から郵送いたします。

医療費控除について

医療費控除を申請される方は、「医療費の明細書」の事前作成をお願いします。

$$\left[\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{保険等で補填} \\ \text{される金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{所得の5\%又は、10万円の} \\ \text{いずれか少ない金額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array} \right]$$

「医療費の明細書」は、町民課住民税係及び各出張所に備えてありますのでご利用ください。

住宅借入金等特別控除について

住宅ローンなどを利用して平成22年中に住宅を新築または購入されたり、増改築をしたときで一定の要件を満たす場合は、申告によって所得税の還付になる場合があります。

住宅借入金等特別控除を受ける方は、「住民票」「家屋の登記事項証明書」「売買契約書」「住宅借入金の年末残高証明書」等をお持ちください。

家屋とともに購入した敷地に係る借入金のある方は、「敷地の登記事項証明書」、敷地の「売買契約書」もお持ちください。

雑損控除について

昨年7月の大雨による災害関連等、雑損控除を受ける方は「り災証明書」または「被災証明書」、「災害関連支出の領収書」をお持ちください。

事業(営業等・農業)所得の申告を予定している方について

事業を営んでいる方は、(一般用)(農業所得用)(不動産所得用)「収支内訳書」の事前作成(償却資産以外)をお願いします。

償却資産につきましては、「資産の名称」「数量」「取得年月」「取得価格」を記入してください。相談会場で経費参入額を計算します。

「収支内訳書」は、町民課住民税係及び各出張所に備えてありますのでご利用ください。